



鳥取県公報

平成13年 6月22日(金)
第 7 2 9 2 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	産業廃棄物処理施設の設置に係る許可の申請 (388) (循環型社会推進課) 1
	保安林の指定予定 (2件) (389・390) (森林保全課) 2
	保安林の指定の解除予定 (3件) (391～393) (") 3
	河川整備計画の決定 (394) (河川砂防課) 4
人委規則	職員の給料の調整額に関する規則及び給料表の適用範囲に関する規則 の一部を改正する規則 (14) (給与課) 4
調達公告	公募型指名競争入札の実施 (管理課) 6
雑 報	消防設備士試験の実施 (消防課) 8

告 示

鳥取県告示第388号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号) 第15条第1項の産業廃棄物処理施設の設置に係る許可の申請があったので、同条第4項の規定により、次のとおり告示し、及び公衆の縦覧に供する。

平成13年 6月22日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 申請者の名称及び所在地並びに代表者の氏名
加登脇建設株式会社 代表取締役 加登脇 孝彦
東伯郡東伯町大字徳万362
- 2 産業廃棄物処理施設の設置の場所
東伯郡大栄町大字大谷2112 - 245ほか
- 3 産業廃棄物処理施設の種類
安定型最終処分場 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 (昭和46年政令第300号。以下「令」という。) 第7条第14号ロに掲げる産業廃棄物の最終処分場をいう。)
- 4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
令第6条第1項第3号イに規定する安定型産業廃棄物
- 5 申請年月日
平成13年 5月18日
- 6 縦覧に供する書類
申請書及びその添付書類

7 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目271

鳥取県生活環境部循環型社会推進課

倉吉市東巖城町2

鳥取県中部健康福祉センター保健環境部生活環境課

8 縦覧に供する期間

平成13年6月22日から1月間

9 意見書の提出等

(1) 意見書の提出

当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

(2) 意見書の提出期限

平成13年8月5日

(3) 意見書の提出先

鳥取市東町一丁目271

鳥取県生活環境部循環型社会推進課

倉吉市東巖城町2

鳥取県中部健康福祉センター保健環境部生活環境課

鳥取県告示第389号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成13年6月22日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 保安林予定森林の所在場所

八頭郡郡家町大字明辺字南谷731の10、731の11、731の24

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、郡家町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び郡家町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第390号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成13年 6月22日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 保安林予定森林の所在場所

八頭郡若桜町大字三倉字西浦1115の1から1115の5まで、1124の3から1124の9まで、1125、1126の1から1126の9まで

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、若桜町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第391号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成13年 6月22日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡佐治村大字大井字岩井谷526の10（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び佐治村役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第392号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成13年 6月22日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字西宇塚字北谷口756の27

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

- 3 解除の理由
道路用地とするため

鳥取県告示第393号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成13年6月22日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
日野郡江府町大字助沢字川平483の36・483の37・493の2・493の16・493の17（以上5筆国有林。）、483の1・493の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
用水路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び江府町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第394号

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定に基づき、日野川水系（指定区間）河川整備計画を次のとおり定めたので、同条第6項の規定により告示する。

平成13年6月22日

鳥取県知事 片 山 善 博

「次のとおり」は省略し、その計画書を鳥取県土木部河川砂防課、鳥取県米子土木事務所及び鳥取県日野総合事務所県土整備局並びに米子市建設部土木課、西伯町建設水道課、会見町建設課、岸本町建設課、日吉津村建設課、日南町建設課、日野町地域整備課、江府町建設環境課及び溝口町土木課に備え置いて一般の縦覧に供する。

人 事 委 員 会 規 則

職員の給料の調整額に関する規則及び給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成13年6月22日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢 一 郎

鳥取県人事委員会規則第14号

職員の給料の調整額に関する規則及び給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

（職員の給料の調整額に関する規則の一部改正）

第1条 職員の給料の調整額に関する規則（昭和31年鳥取県人事委員会規則第18号）の一部を次のように改正す

る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表第1（第2条関係）			別表第1（第2条関係）		
勤務箇所	職 員	調整数	勤務箇所	職 員	調整数
略			略		
積善学園	(1) 児童と起居を共にする 部長及び保育士	4	積善学園	(1) 児童と起居を共にする 部長及び保育士	4
	(2) 児童と起居を共にしな い部長及び保育士	3		(2) 児童と起居を共にしな い部長、児童指導員及び保 育士	3
	(3) 児童指導員、保健婦、 保育士及び言語聴覚士			(3) 保健婦及び保健士	
	(4) (1)から(3)までに掲 げる職員以外の職員	1		(4) (1)から(3)までに掲 げる職員以外の職員	1
略			略		

(給料表の適用範囲に関する規則の一部改正)

第2条 給料表の適用範囲に関する規則（昭和32年鳥取県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号を加える。

改正後	改正前
(医療職給料表)	(医療職給料表)
第4条 略	第4条 略
2 医療職給料表(2)は、次に掲げる職員に対して適用する。	2 医療職給料表(2)は、次に掲げる職員に対して適用する。
(1) <u>積善学園の技幹、主任（技術吏員に限る。） 及び言語聴覚士</u>	(1) 略
(2) 略	(2) 略
(3) 略	(3) 略
(4) 略	(4) 略
(5) 略	(5) 略
(6) 略	(6) 略
(7) 略	
3 略	3 略

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の職員の給料の調整額に関する規則及び第2条の規定による改正後の給料表の適用範囲に関する規則の規定は、平成13年4月1日から適用する。

(調整額の内払)

2 第1条の規定による改正前の職員の給料の調整額に関する規則の規定に基づいて、平成13年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間に職員に支給された給料の調整額は、第1条の規定による改正後の職員の給料の調整額に関する規則の規定による給料の調整額の内払とみなす。

調 達 公 告

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成13年6月22日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要

(1) 工 事 名 米子警察署両三柳署員宿舍新築工事 (建築)

(2) 工事場所 米子市両三柳

(3) 工事内容

ア 本件工事は、米子警察署の署員宿舍 (21戸：1戸当たり77.03平方メートル) の建設を行うものである。

イ 本件工事は、別途発注予定の電気設備工事、機械設備工事、住棟に係る畳工事及び植栽工事と協調を図り実施する必要がある。

(4) 工事の詳細

住 棟	鉄筋コンクリート造3階建
	建築面積 634.08㎡
	延べ床面積 1,652.58㎡
付属棟	鉄筋コンクリート造平屋建
	建築面積 145.45㎡
	延べ床面積 145.45㎡

(5) 工 期 平成13年8月から平成14年3月20日まで

(6) 予定価格 353,538,150円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 技術資料の提出ができる者

技術資料の提出ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 県内に本店を有する者であること。

(2) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 建築工事業について建設業法 (昭和24年法律第100号) 第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。

(4) 平成12年鳥取県告示第330号 (建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について。以下「入札参加資格告示」という。) に基づく入札参加資格のうち、一般建築工事のA級に係るものを有すること。

(5) 入札参加資格告示5による資格決定通知書に記載された一般建築工事に係る総合点数が1,030点以上であること。

- (6) 平成13年6月22日(金)から同年7月3日(火)までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (7) 平成13年4月1日(日)からあって通知する本件入札の日までの間のいずれの日においても、会社更生法(昭和27年法律第172号)の規定による更正手続開始の申立てが行われた者(入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。)でないこと。
- (8) 本件工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連を有する者でないこと。
- (9) 平成4年度以降に工事が完成し、引渡しが完了している鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造で1棟の延べ床面積が500平方メートル以上の建物の建築工事(以下「同種工事」という。)を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20パーセント以上のものに限る。
- (10) 本件工事の施工期間中、次に掲げる基準を満たす監理技術者を専任で配置できること。
- ア 平成4年度以降に、同種工事を施工管理した経験を有する者であること。
- イ 建築工事業について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。
- ウ 建築士法(昭和25年法律第202号)第4条に規定する一級建築士の免許を有する者又は建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の建築施工管理の技術検定に合格した者であること。

3 技術資料の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、次により希望者に直接交付する。

ア 交付期間及び時間

平成13年6月22日(金)から同年7月3日(火)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで。

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設業係(鳥取県庁本庁舎5階)

鳥取市立川町六丁目176 鳥取県鳥取土木事務所総務課(東部総合事務所内)

八頭郡郡家町大字郡家100 鳥取県郡家土木事務所総務課(八頭総合事務所内)

倉吉市東巖城町2 鳥取県倉吉土木事務所総務課(中部総合事務所内)

米子市糺町一丁目160 鳥取県米子土木事務所総務課(西部総合事務所内)

日野郡日野町根雨140-1 鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

(2) 技術資料の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のイに同じ。

イ 提出場所

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設業係

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料の審査

提出された技術資料を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

- (1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県土木部管理課建設業係(電話番号0857-26-7347)とす

る。

- (2) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があっても指名されとは限らない。
- (3) 技術資料その他提出された資料は、返却しない。
- (4) 工事内容に関する説明会は、行わない。
- (5) 提出された技術資料は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。
- (6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。

雑 報

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の9第1項の規定に基づき、鳥取県知事の委任に係る消防設備士試験を次のとおり実施する。

平成13年6月22日

財団法人消防試験研究センター理事長 小 宮 多 喜 次

1 試験の種類及び日時

試験の種類	区 分	日 時
甲種消防設備士試験	第1類、第2類、第3類	平成13年8月26日（日）午後1時15分から
	第4類、第5類	平成13年8月26日（日）午前9時から
乙種消防設備士試験	第1類、第2類、第3類	平成13年8月26日（日）午後1時15分から
	第4類、第5類、第6類、第7類	平成13年8月26日（日）午前9時から

2 試験の場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県庁講堂

米子市末広町74

米子コンベンションセンター第7会議室

3 受験願書の受付期間

平成13年6月25日（月）から同年7月6日（金）まで（郵送による場合は、平成13年7月6日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。）

4 受験願書の提出先

〒680-0061 鳥取市立川町六丁目176 鳥取県東部総合事務所4階

財団法人消防試験研究センター鳥取県支部（持参又は郵送によること。）

5 受験手数料及び納付方法

受験手数料は、甲種消防設備士試験にあつては5,000円、乙種消防設備士試験にあつては3,400円とし、所定の方法により納付すること。

6 その他

- (1) 受験願書の用紙は、財団法人消防試験研究センター鳥取県支部、鳥取県消防課、各消防局及び各地区危険物保安協会において交付する。

(2) 試験の詳細については、財団法人消防試験研究センター鳥取県支部（電話0857 - 20 - 3669）に照会すること。

